

# フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



味千ラーメンチェーン本部



作成日：平成28年 7月 1日

(社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

**重光産業株式会社**

## フランチャイズ契約のご案内

重光産業株式会社  
〒861-8031  
熊本市東区戸島町920-9  
担当：営業部  
TEL 096-389-7111  
FAX 096-389-5410

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門三丁目6番2号  
TEL (03) 5777-8701

この案内は平成14年7月31日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通政策課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

## 味千ラーメンへの加盟を希望される方へ

### ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「味千拉麺」の名のもとにラーメン店のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、ラーメン業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、味千ラーメンチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から味千ラーメンとは異なる独自の経営手法を重視され、味千ラーメンのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、味千ラーメンへの加盟をお勧めできません。

当社の味千ラーメンチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが味千ラーメン店舗の経営成功の鍵なのです。

味千ラーメン店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	2		
味千ラーメンへの加盟を希望される方へ	3		
第Ⅰ部 重光産業と味千ラーメンシステムについて	6		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・沿革	7 8, 9	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	11	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	11	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況 (直近3事業年度加盟店数の推移)	12	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	13	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	13	" 第10条第7号	
第Ⅱ部フランチャイズ契約の要点	14		
1. 契約の名称等			
2. 売上・収益予測についての説明	14		2-(2)-1,2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、 ③お支払い時期、④お支払い方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	14	法11条1号,規則11条1号 イ~ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金規則	15	第10条13号	3-イ②
5. オープンアカウント等の与信利率規則	15	第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ②商品等の供給条件、③配送日・時間・回数に関する事項、 ④仕入先の推奨制度、⑤発注方法、⑥売買代金の決済方法、	15	法11条2号,規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-イ-(3)

項目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
⑦返品、⑧在庫管理等、⑨販売方法、⑩商品の販売価格について ⑧許認可を要する商品の販売について	16		
7. 経営の指導に関する事項 ①加盟に際しての研修等実施の有無 ②加盟に際しての研修の内容 ③加盟店に対する継続的な経営指導方法及びその実施回数	17	事項法11条3号、規則11 条3号イ～ハ	
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 ①当該使用される商標、商号その他の表示 ②当該表示の使用についての条件	17	法11条4号、規則11条4号 イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ①契約期間、②契約の更新の条件および手続き ③契約解除の条件および手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	18	法11条5号,規則11条5号 イ～ハ	2-(2)7⑦④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①お支払いいただく金銭の額または算定方法、 ②金銭の性質 ③支払い期限 ④支払い方法	18	規則10条12号,11条7号 イ～ニ	2-(2)-7④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	19	〃 第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	19	〃 第10条第9号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	19	〃 第10条第10号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	19	〃 第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	19	〃 第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	19	〃 第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	19		2-(2)-7⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	20 21 22		
後記2. 「フランチャイズ契約は気をつけて」 中小企業庁			

## 第 I 部 重光産業と味千ラーメンシステムについて

### 1. 我が社の経営理念

厳しさと優しさの融合と一人一人の責任ある仕事によって

お客様に喜びと感動を与え共に幸せになる。

- 社訓 感謝と奉仕
- 味千チェーン加盟店5か条

- 1、感謝と奉仕。
- 2、お客様の喜びは私たちの喜びと考える。
- 3、常にお店はきれいに店はお客様のためにある。
- 4、私たちは今日も一日最高の商品と最高のサービスでお客様をお迎えいたします。
- 5、今日も一日お互いに協力、援助の精神でがんばりましょう。

## 2. 本部の概要

(H28年7月1日現在)

①社名：重光産業株式会社

②本社：住所 〒861-8031 熊本市東区戸島町920-9

TEL (096) 389-7111

FAX (096) 389-5410

URL <http://www.aji1000.co.jp>

③資本金：6,450万円

④設立：昭和47年7月

⑤事業内容：ラーメン店のフランチャイズ事業及び店舗経営等

⑥事業の開始：昭和47年9月5日

⑦主要株主：重光克昭、(株)重光コーポレーション、重光彰子、

⑧主要取引銀行：熊本ファミリー銀行、みずほ銀行

⑨従業員数：90名（正社員） ・ 140名（パート）

## 【沿革】

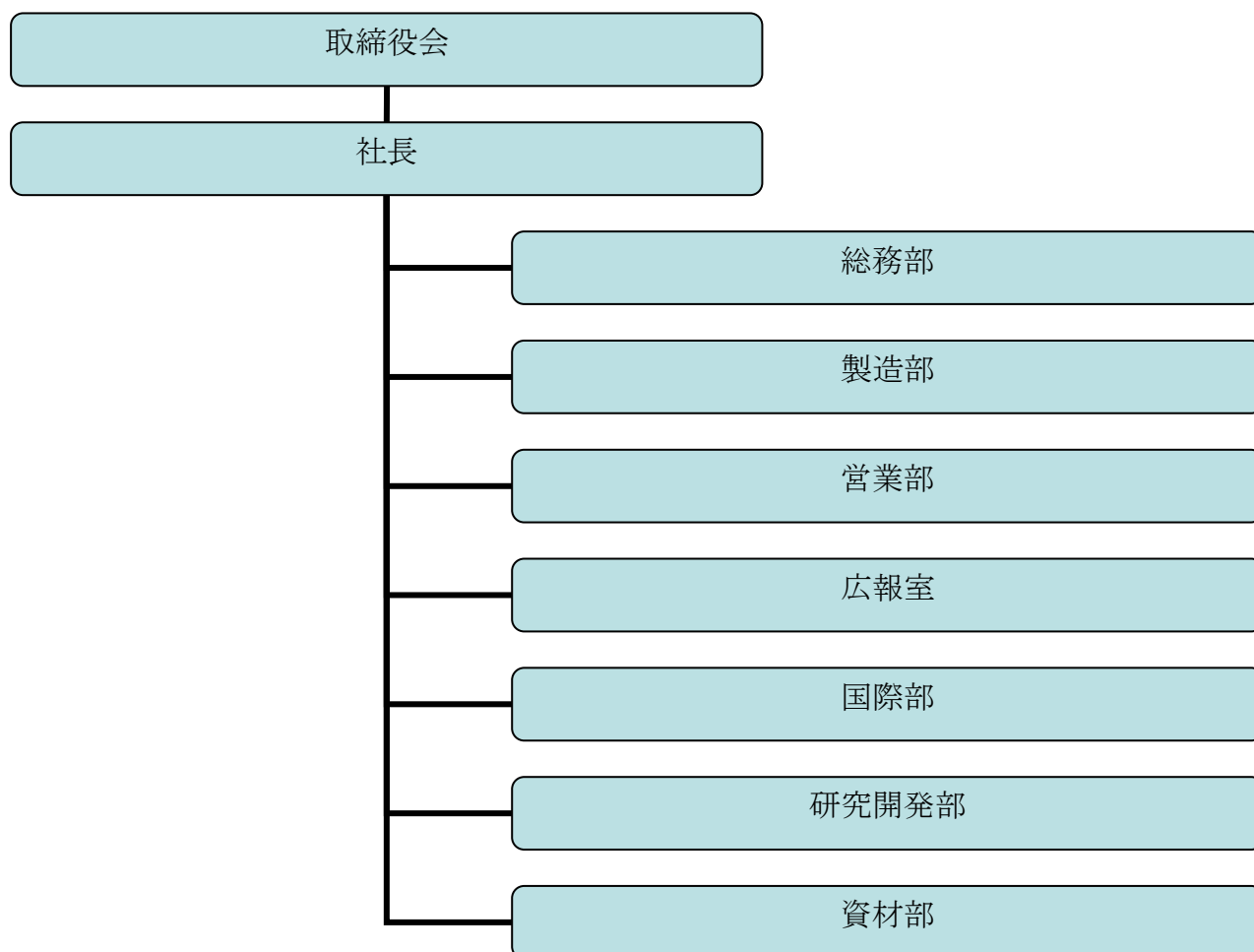
昭和42年	県庁前にラーメン専門店 味千本店を設立
昭和47年	当社を設立、大津工場において、製麺、調味料、スープ等の製造をすると共に「味千ラーメン」と銘打ってチェーン店を募集し組織化を開始
昭和56年	中華製品の開発、加盟者の教育店として「中華味千本店」を開設
平成元年6月	戸島工場を新設し、大津工場を閉鎖、戸島工場へ移転
平成6年	台湾台北に海外1号店出店（合弁）
平成7年	中国北京に1号店出店（合弁）
平成8年	香港1号店出店（合弁）
	深せん味千有限公司設立
平成9年	中国北京・香港に各2号店出店
	シンガポールFC出店
	中国上海に出店
平成11年	東京池袋店オープン（4月）
	東京事務所開設
平成13年	ニューヨークに1号店出店（合弁）
	福岡キャナルシティのラーメンスタジアムに出店
平成14年	味千本店をモデル店として新装オープン
平成15年	タイ工場設立
	深せん8号店、南京1号、三ノ宮リニューアル、東バイパスリニューアル
平成16年	オーストラリア1号、清水バイパス店
平成17年	福岡東店オープン
平成18年	新宿店オープン
平成19年	ロサンゼルス工場設立
平成20年	味千拉麺創業40周年
平成21年	味千拉麺チェーン500店突破
	光の森店・行橋店・直方店・富合店オープン
平成22年	時津店オープン





### 3. 会社組織図

(H26年9月1日現在)



#### 4. 役員一覧

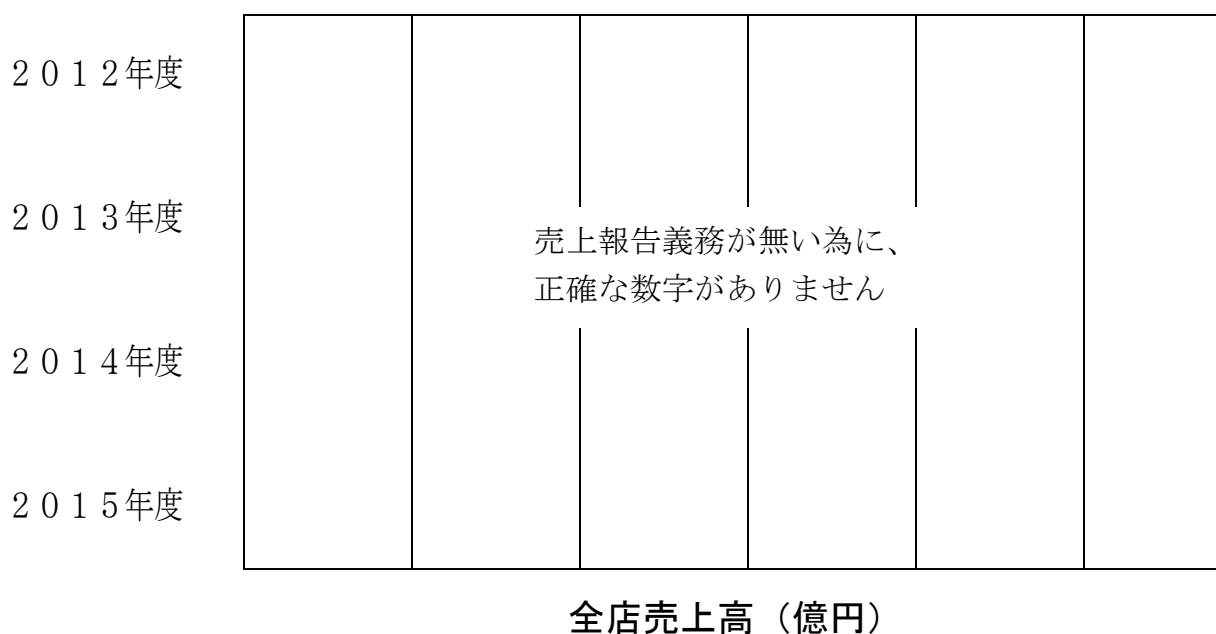
(H28年7月1日現在)

代表取締役	重光 克昭
代表取締役副社長	重光 悦枝
常務取締役	川野 康宣
取締役国際部長	本田 修
取締役	郭 威濤
取締役	藩 慰
取締役営業部長	中山 雅光
取締役製造部長	吉本 隆徳
取締役総務部長	橋本 幸雄
監査役	堀 芳郎
相談役	重光 彰子

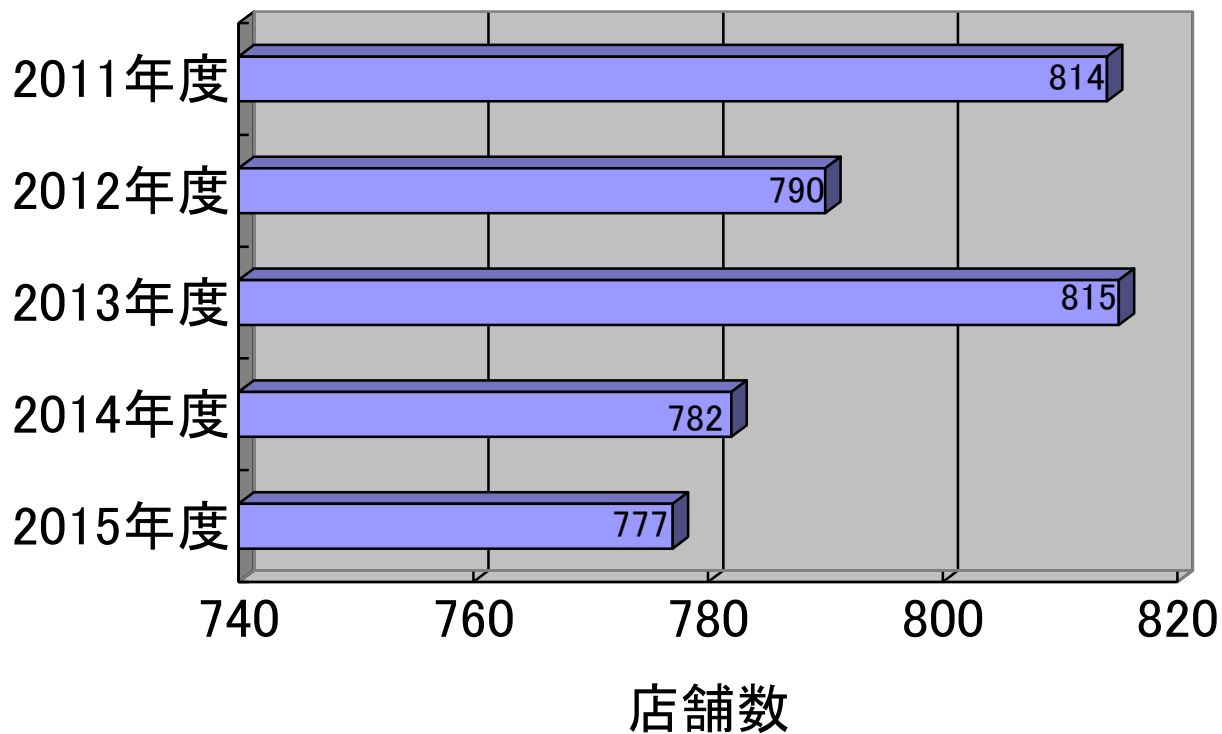
#### 5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

## 6. 売上・出店状況

### (1) 全店売上高推移



### (2) 店舗数推移



## 7. 加盟者の店舗に関する事項

直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2013年度	33
2014年度	83
2015年度	62

直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2013年度	8
2014年度	116
2015年度	67

直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2013年度	782	8
2014年度	756	116
2015年度	715	67

## 8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2011年度	該当なし	該当なし
2012年度	〃	〃
2013年度	〃	〃
2014年度	〃	〃
2015年度	〃	〃

## 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

### 1・契約の名称等

味千ラーメンチェーン加盟契約書

### 2・売上・収益予測についての説明

売上予測は、希望立地の店を中心として2 Km内の人口、店前の交通量、通行人量、集客のある施設の有無や妨げとなる物の有無、事業社数等、競合店数や入店状況等より出店判断チェック表を使用。加盟希望者の資金計画、賃貸借条件その他の経費等から収益（損益）を算出する。

### 3・加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

#### ①金銭の額または算定方法

- イ・加盟金 200万円（消費税別）
- ロ・保証金 100万円（預り金として）

#### ②性質

- イ・出店調査費・開店前、開店時の指導員の派遣費
  - ・テリトリー圏の取得（テリトリーの項目参照）
  - ・開店に必要な部品の手配
  - ・開店の宣伝企画の手配
  - ・商標マークの使用権
- ロ・看板撤去の費用預かり金として
  - ・売掛金決済の預り金として

#### ③お支払い時期

契約時

#### ④お支払い方法

現金、または銀行振り込み

#### ⑤当該金銭の返還の有無及び条件

- イ・加盟金は、いかなる状況においても返還は認められません。
- ロ・保証金は、契約解除時、看板の撤去や売掛金の決済が確認された後、返還されます。本部に負っている買掛金等の債務がある場合は、その金額を差し引いた残金を返還する。

#### 4・オープンアカウント、売掛金等の送金

売掛金の支払いは自動引落とし方法による。

#### 5・オープンアカウント、金銭の貸付・貸付あっせん等の与信利率

金銭の貸付け及び斡旋は致しません。

#### 6・加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

##### ①加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

開店前に決定したメニューに使用する材料の生鮮3品目  
以外は、本部より取引。

##### ②商品等の供給条件

チェーン店価格にて卸し、メニュー価格についても本部の  
指導に従う。

##### ③発送日・時間・回数に関する事項

配送日は県内においては、本部の指定する曜日・回数とする。

県外店においても、開店時に協議し、週1回～10日に  
1回とする。

但し、価格サービス、配送日は変更する事があります。

##### ④仕入先の推奨制度

仕入先の推奨はイベント時や開発商品により、本部の指導  
へ従う事とする。

##### ⑤発注方法

各店ごと決められた専用注文シートによるFAXOCR  
方式とする。

##### ⑥売買代金の決済方法

月末締め翌月10日の現金自動引落とし方法とする。  
または、代金引換による方法。

⑦返品

原則として認められません。但し、発送間違いや配送途中での破損等に限って認められます。

⑧在庫管理等

巡回時の適正在庫管理指導。

⑨販売方法

店舗による販売とし、他店への販売は禁止。

⑩商品の販売価格について

フランチャイズ販売価格とする。

⑪許認可を要する商品の販売について

本部指定以外の商品については、事前の届け出で承認を得る事。



## 7・経営の指導に関する事項

### ①加盟に際しての研修等実施の有無

### ②加盟に際し行われる研修の内容

- ・ 本部の経営理念
- ・ FCビジネスについて
- ・ フランチャイズシステムについて
- ・ 商品知識
- ・ ストアーマネジメント
- ・ 品質管理
- ・ 接客サービス
- ・ クレンリネス
- ・ 販売促進
- ・ 在庫、受発注方法
- ・ 調理技術
- ・ 事務管理

### ③加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数

- ・ 売上、販促指導
- ・ クレンリネス
- ・ 接客、サービス
- ・ マネジメント
- ・ 3月1回原則的に巡回指導

## 8・使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

### ①当該使用させる商標、商号その他の表示

- ・ 味千拉麺の商号及び商標の使用義務

### ②当該表示の使用についての条件

開業より、契約終了までの期間、契約書に記載された特定の場所、特定の店舗において加盟店経営者のみに使用を許諾し、その期間内の使用を義務づける。

## 9・契約期間、契約更新および契約解除に関する事項

### ①契約期間

開業日より5年

### ②契約の更新の要件および手続き

契約満了時前に契約当事者の一方より解約申し出無き場合は契約更新をする。更新料3万(税別)。

### ③契約解除の条件および手続き

契約解除時には、契約当事者の一方より30日以上前の申し出により解約できる。

### ④契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

契約解除による違約金や、損害賠償はありません。

- ・加盟者の売掛金完済の義務
- ・看板撤去、ロゴマーク、商号の使用禁止

## 10・加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

### ①お支払いいただく金銭の額または算定方法

商標権使用料として定額30,000円(税別)

### ②金銭の性質

- ・商標の使用料として
- ・指導料として

### ③支払い期間

月末締め、翌月10日

### ④支払方法

自動引落としによる現金

**1 1 ・ 店舗の営業時間・営業日・休業日**

店舗のロケーションにより、契約時に相談して決定。

**1 2 ・ テリトリー権の有無**

テリトリー権有り

店舗を中心とした半径2キロの区域内、直線道にして3キロ内に定める商圈内

但し、交通量・通行量・人の流れ・営業時間・人口密集度・経営等から本部が判断

**1 3 ・ 競業禁止義務の有無**

有り

**1 4 ・ 守秘義務の有無**

有り

**1 5 ・ 店舗の構造と内外装についての特別義務**

本部の指定したデザインによる

**1 6 ・ 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等**

本部、又はチェーン全体に損害を及ぼした場合における損害賠償の義務

**1 7 ・ 事業活動上の損失に対する本部補償の有無内容等**

無し

## 後記 1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」 説明確認書

項 目	頁 数	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
フランチャイズ契約のご案内	2			
味千ラーメンへの加盟を希望される方へ	3			
第 I 部 重光産業と味千ラーメンシステムについて	6			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・主要株主・主要取引 銀行・従業員数・所属団体・ 沿革	7  8,9			
3. 会社組織図	10			
4. 役員の役職名及び氏名	11			
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書	11			
6. 売上・出店状況（直近 3 事業年度加盟店数の推移）	12			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した 加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る 店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る 加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟 者の店舗数	13			
8. 訴訟の件数	13			
第 II 部 フランチャイズ契約の要点	14			
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明	14			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、②性質、 ② ③お支払い時期、④お支払い方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	14			
4. オープンアカウント等の送金	15			
5. オープンアカウント等の与信利率	15			

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ③商品等の供給条件、③配送日・時間・回数に関する事項、 ⑤仕入先の推奨制度、⑤発注方法、⑥売買代金の決裁方法、 ⑦返品、⑧在庫管理等、⑨販売方法 ⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について	15 16			
7. 経営の指導に関する事項 ①加盟に際しての研修等実施の有無 ②加盟に際し行われる研修内容 ③加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数	17			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 ①当該使用させる商標、商号その他の表示 ②当該表示の使用についての条件	17			
9. 契約期間、契約の更新および契約解消に関する事項 ①契約期間 ②契約の更新の要件及び手続き ③契約解除の条件及び手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、 その他義務の内容等	18			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①お支払いいただく金銭の額または算定方法 ②金銭の性質 ③支払い期間 ④支払い方法	18			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	19			
12. テリトリー権の有無	19			
13. 競業禁止義務の有無	19			
14. 守秘義務の有無	19			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	19			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	19			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	19			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書				
後記2. 「フランチャイズ契約は気をつけて」 中小企業庁				
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則				
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の 考え方について				

年 月 日

## 説明者

私\_\_\_\_\_は、フランチャイズ契約に関する上記すべての  
項目を説明し、加盟希望者\_\_\_\_\_の理解をいただきました。

説明者\_\_\_\_\_⑩

## 加盟希望者

私\_\_\_\_\_は、フランチャイズ契約に関する上記すべての  
項目について、説明者\_\_\_\_\_より説明を受け、  
理解しました。

加盟希望者氏名\_\_\_\_\_⑩